

業務仕様書

1. 件名

唐古・鍵遺跡史跡公園アプリケーション制作等業務

2. 事業目的

唐古・鍵遺跡は、日本を代表する弥生時代の環濠集落である。その一部を「唐古・鍵遺跡史跡公園」として整備・開園した。この公園のコンセプトは現代に「弥生の風景」を再現することである。

本事業では、公園において大型建物跡の柱が再現されている場所で建物の全体像を視覚的に表現できる、AR（拡張現実）を活用したアプリケーションを制作する。これにより、来園者の満足度を向上させ、更なる来園者の誘致および観光拠点の形成につなげることをねらいとする。

3. 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

ただし、アプリケーションの制作期限は平成31年2月28日(木)とする。

4. 上限金額

8,600,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5. 業務内容

(1) アプリケーションの制作

ARを活用した①大型建物（弥生の建物広場、別図参照）の再現、②顔認識ARを用いた撮影機能を必須とする。また、唐古・鍵遺跡史跡公園一帯を楽しく巡ることのできる仕様を提案すること。

この他に、アプリケーションの仕様・機能として以下を実現すること。

- ① 唐古・鍵遺跡の学術性を損なわず、子ども連れの家族が楽しめるエンターテインメント性のある内容とすること。
- ② 唐古・鍵遺跡キャラクター「楼閣くん」を活用すること。
- ③ アプリケーション内にAR撮影機能を実装し、現地で記念写真が撮れるようにすること。また、SNSに写真を投稿可能にすること。
- ④ 現地への新たな設置物は不要とすること。但し、目的の実現に必要なマーカーの貼り付けなど、既存の設置物への軽微な変更を行うことは田原本町と協議の上可能とする。
- ⑤ iOS（iPhone/iPad）、Android 端末向けアプリケーションとし、iOS10以

上、Android OS5.0以上対応とし、契約期間内にApp Store、Google playの公開手続きを完了すること。

- ⑥ 将来の調査・研究の結果生じた新たな見解やその変更に対する仕様追加に容易に対応できる拡張性を有すること。
- ⑦ コンピューター・グラフィック（CG）・説明文等の作成については、担当者の監修・承認を得ること。
- ⑧ 平成30年11月17・18日に唐古・鍵遺跡史跡公園で実施予定の「弥生のムラまつり in 唐古・鍵」で大型建物のARを先行公開する。
- ⑨ アプリケーションの完成は平成31年2月28日までとする。
- ⑩ アプリケーション完成後、平成31年3月31日までは保守・ユーザー対応を継続すること。
- ⑪ 少なくとも平成33年度末までの運用を前提とした設計にすること。
- ⑫ 本アプリケーションのPR方法について提案すること。

(2) 保守運用の提案

- ① 業務委託期間中及び業務委託終了後の保守の方法や費用について、提示すること。その際、コンピュータ・ソフトウェア資源としてクラウドサービスを含めてよいものとする。ただし、その中に含まれる情報を公共に公開・漏洩してはならない。
- ② 業務委託期間中の保守運用費については、頭書の上限金額に含めるものとする。
- ③ 平成31年度以降の保守運用費について提示すること。
- ④ システムの保守運用費の節減の方策について提案すること。
- ⑤ 障害発生時の対応について、具体的に提示すること。

(3) ユーザーサポート

ユーザーからのアプリケーションの使用等において発生する問題等の意見に対し対応すること。

(4) その他、本業務を効果的に実施するための提案を積極的に行うこと。

6. 信頼性等の要件

(1) 信頼性

常時正常に動作すること。（非対応端末については別途協議する。）

(2) 可用性

委託期間中にアプリケーションの不具合・脆弱性やプラットフォームの配信規約の変更等アプリケーションの変更が必要と確認された場合は、速やかに修正し、ユーザー対応及びApp Store・Google Playにおいてアップデート対応を行うこと。

(3) 完全性

アプリケーションの公開・利用に必要なデータが破損した場合の復旧を速やかに行う方法について提示し、公開後にはその用意をすること。

(4) 機密性

ユーザーに対する権限及び情報の取得・保存は、運用上必要最低限度にとどめ、取得した権限・情報については、漏洩・改ざんなど事故や目的外の利用が発生しないように対策を行うこと。

(5) 拡張性

CGについては、当アプリケーション以外にも様々な活用ができるように考慮し、作成すること。

(6) 上位互換性

委託期間中にOSのアップデートが発生した場合は、これに対応すること。

(7) システムの中立性

アプリケーション(CG含む)は他の事業者により、容易に改修できる構成・技術で構築すること。

(8) アクセシビリティ

- ・スマートデバイスに不慣れな利用者でも、複雑な操作を行うことなく利用できること。
- ・英語・中国語・韓国語等、多言語化対応していることが望ましいが、将来的な実装を見据え、多言語化対応に要する費用を提示すること。
- ・屋外での操作の際にも安全に利用できること。特に、環濠付近・唐古池東側での端末の凝視は危険であることを警告すること。

7. 実施体制等の要件

- (1) 本業務を確実に履行できる体制を整えること。
- (2) 関係施設において作業をする場合は、事前に協議すること。
- (3) 導入時にアプリケーションの取扱説明書を納品すると共に、田原本町及び史跡公園指定管理者向けに説明会を開催すること（会場は本町で用意する）。先行公開を行う場合はその際にも同様の説明会を行うこと。
- (4) 受託者の責めに帰す業務の遅延により受託期間内に業務を履行できなかった場合、本町の予算を超える部分の費用・説明責任は受託者が負担する。
- (5) 業務の全てを受託者が遂行すること。
- (6) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示、また漏洩してはならない。また、契約期間終了後においても同様の扱いとする。

8. 成果品

- ・アプリケーションファイル、及びビルド可能なソースファイル等一式 (DVD)
- ・CGデータ (DVD・ (メッシュ) obj, fbx, (テクスチャ) png, jpeg等広汎に利用・変換できる形式)
- ・アプリケーション取扱説明書 (紙及びデータ (DVD))
- ・アプリケーション詳細設計書 (DVD・生データ及びPDF等汎用形式)
- ・iPad mini4 (Wi-Fi+Cellular 32GB、画面保護シート・カバー・ストラップ・充電器・PC接続用ケーブル含む) 5台

9. 最終成果物の著作権等

原則として成果物に関する著作権、所有権、利用権等一切の権利は田原本町に帰属する。

10. その他

- ・業務にかかる会議・打合せ等を行った際には、記録簿を作成すること。
- ・仕様書に定めない事項については、田原本町と協議の上、履行すること。

(別図)



唐古・鍵遺跡史跡公園



大型建物の復元ジオラマ